

ご利用者(家族介護者)の皆さまへ

くすのき広域連合事業課長

紙おむつ給付事業について（重要なお知らせ）

- ★ 9月から紙おむつの価格が変わります！
- ★ 締切日が、毎月8日(休日の場合は前開庁日)に変更になります！
- ★ おむつの配達は、毎月中旬から当月末になります！
- ★ パットタイプAの枚数が、54枚から42枚に変更になります！

今回の紙おむつ価格の変更に伴い、申請されている紙おむつの種類や数量によっては、月額4,120円の上限を超える可能性があるため、ご確認いただきますようお願いいたします。

紙おむつの種類や数量の変更を希望される場合は、別紙「在宅高齢者サービス申請書」に必要事項を記入のうえ、支所又は（本部）事業課まで申請をお願いいたします。

特に、令和4年10月配達分は、変更される方が多くなることが予想されるため、令和4年9月30日(金)までのご提出にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、「在宅高齢者サービス申請書」や「喪失の届出書」は、くすのき広域連合ホームページに掲載のほか、くすのき広域連合の各支所及び(本部)事業課窓口にございます。

【令和4年度 新価格表】 ※月額4,120円が上限です。

品目	サイズ	枚数	単価(税込)
フラットタイプ	昼用	30枚	<u>710円</u>
	夜用	30枚	<u>1,254円</u>
パットタイプ (尿取り)	A	<u>42枚</u>	<u>759円</u>
	B	48枚	<u>601円</u>
パンツタイプ (はくタイプ)	S	22枚	<u>1,115円</u>
	M	20枚	<u>1,031円</u>
	L	18枚	
	LL	16枚	
パンツタイプ (テープタイプ)	S	22枚	<u>1,254円</u>
	M	20枚	
	L	17枚	
介護シート		2枚	220円

※下線は変更になった箇所です。

くすのき広域連合紙おむつ給付事業では、在宅で介護している家族の介護支援が目的であり、対象者の条件は、要介護者及び家族介護者が施設入所もしくは入院していないことであります。

施設入所もしくは入院した場合、速やかに支給停止の届出をお願いいたします。

なお、給付の対象外となり、届出が遅れたために配達となった場合は、その旨を配達業者に伝え、配達した紙おむつを受け取らないでください。

紙おむつを一度受け取ると、返還の対応ができず、後日受取済分の返金を求めることになりますので、ご注意をお願いいたします。

【お問い合わせ先は、下記のくすのき広域連合支所または本部まで】

守口支所

(守口市役所 高齢介護課内)

電話 06-6992-2180

平日 9:00 ~ 17:30

門真支所

(門真市役所 高齢福祉課内)

電話 06-6780-5200

平日 9:00 ~ 17:30

四條畷支所

(四條畷市役所 高齢福祉課内)

電話 072-863-6600

平日 8:45 ~ 17:15

本部 事業課

電話 06-6995-1515

平日 9:00 ~ 17:30

【くすのき広域連合ホームページ】

申請書は下記より、ダウンロードができます。

(<http://www.kusunoki-rengo.jp/download.html>)

・くすのき広域連合在宅高齢者サービス申請書 (新規・変更・終了)

みんなで支え合う 介護保険



くすのき広域連合